

審査基準

A-γ-4

平成27年4月1日作成

法令名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根拠条項：第13条第2項
処分の概要：駐車監視員資格者証の再交付
原権者(委任先)：愛知県公安委員会
法令の定め：確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項
審査基準：「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：愛知県警察本部交通指導課又は各警察署の交通課
問い合わせ先：愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター運用係 電話 (052) 951-1611 内線 793-211
備考：